



Bi-Weekly Newsletter

Dec 12, 2018

ISSUE 10.

I. 統計資料

02

- 2017年における企業の研究開発費の増加現況

II. 産業ニュース

02

- PwC発表 “韓国企業の納税環境の便宜性、190ヶ国中24位”

III. 最新例規・判例

03

- 最高裁2018.11.15. 宣告2017ドウ33008判決、破棄差し戻し

内国法人から使用料所得を受領したオランダ法人が、源泉税が免除されるハンガリーに人的・物的施設を備えた子会社を設立して使用料所得を受け取ることにした場合、当該ハンガリー法人を使用料所得の受益的所有者及び実質帰属者と見ることはできるのか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄詰珍(ファン・ヨルジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ル・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(イ・ウンジョン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com



pwc

SAMIL

삼일회계법인

I. 2017年における企業の研究開発費の増加現況

– 統計庁2017年基準企業活動調査暫定結果

主な内容

- 研究開発企業数(金融保険業除外)は6,352社で、前年(5,936社)に比べ7.0%増加し、研究開発費は13.4%増の48.9兆ウォン。
- 研究開発企業(金融保険業除外)の企業当たりの売上高は2,794億ウォンで前年に比べ5.3%増加する。
- 製造業の研究開発費は前年に比べて13.2%増の43.7兆ウォンで、企業当たりの研究開発費は7.2%増加する。

[単位:個、十億ウォン、%]

産業大分類	年度	調査対象企業数	企業当たり売上高	研究開発企業数	企業当たり売上高	研究開発費	研究開発企業当たり研究開発費
全産業 (金融保険除外)	'16年	12,130	178.3	5,936	265.2	43,175	7.3
	'17年	12,252	191.2	6,352	279.4	48,945	7.7
	増減率	1.0	7.3	7.0	5.3	13.4	5.9
製造業	'16年	6,033	215.0	4,431	259.1	38,613	8.7
	'17年	6,106	231.1	4,679	274.2	43,705	9.3
	増減率	1.2	7.5	5.6	5.8	13.2	7.2

II. PwC 発表 “韓国企業の納税環境の便宜性、190ヶ国中24位”

PwCは、11月27日に世界銀行と共同で発刊した世界各国における納税環境報告書(Paying Taxes 2019)で、190カ国を対象に集計した企業納税環境の総合順位を発表した。

企業納税環境とは、企業が納税義務を遵守するのに要する時間、法人税など企業が納付した税金が企業利益に占める比重である総租税負担率などに基づいて納税環境を測定・評価したものである。

韓国は総合点数100点満点で86.9点を得て前年と同じく24位。韓国の企業総租税負担率は33.1%、納税義務の遵守所要時間は年間188時間、企業の納税義務がある税目件数は12件と集計された。

今回の評価で1位は香港の総合点数99.7点となった。香港の企業総租税負担率は22.9%、納税義務の遵守所要時間は年間35時間、納税義務税目は3個と集計された。香港は前年は3位だったが、多くの企業が会計・税務業務に知能型デジタルシステムを導入して申告納付所要時間を平均10時間短縮して順位を2段階上げている。

なお、香港に続きカタール(2位)、アラブ首長国連邦(3位)、アイルランド(4位)、バーレーン(5位)、モーリシャス(6位)、クウェート(7位)、シンガポール(8位)等が上位圏を占めた。反面、最下位のベネズエラは企業総租税負担率64.6%、納税義務の遵守所要時間も年間792時間に達した。

各国の課税当局による新しい技術を活用し納税環境を改善していくという動きは、今後もさらに続していくものと予想される。

III. 最新例規・判例

- 最高裁2018.11.15. 宣告2017ドウ33008判決、破棄差し戻し

1. 争点

内国法人から使用料所得を受け取ったオランダ法人が、源泉税が免除されるハンガリーに人的・物的施設を備えた子会社を設立して使用料所得を受け取ることにした場合、当該ハンガリー法人を使用料所得の収益的所有者及び実質帰属者と見ることはできるのか。

2. 事実関係

- 原告は2011年初までグローバル エンターテインメント コンテンツ グループの子会社であるオランダ法人VGN(コンテンツに対する配布権保有)とのライセンス契約によって使用料所得を支払った。
- 以後VGNは2010年ハンガリーに人的・物的施設を備えた子会社VIHを設立して租税条約上で使用料所得に対する源泉税が免除される韓国など5ヶ国に対する配布権をVIHに賦与するライセンス契約を締結した。
- 原告は2011年5月にVIHとライセンス契約を締結して、2011年5月から2013年12月まで約135ウォンの使用料(以下'この事件の使用料所得')をVIHに支払い、'韓国・ハンガリー租税条約' 第12条第1項に基づき使用料に関する法人税源泉徴収をしなかった。
- ところが課税官庁は、VIHが租税回避を目的に設立されたいわゆるトンネル会社に過ぎず、この事件の使用料所得の実質的所有者はVIHのオランダ親会社であるVGNと見て、'韓国・ハンガリー租税条約' を適用せず、'韓国・オランダ租税条約' を適用して原告に源泉徴収分の法人税合計約23億を賦課した。

3. 関連条文

国税基本法第14条(実質課税) ①課税の対象となる所得、収益、財産、行為または取引の帰属が名義だけで事实上帰属する者が別にある時は、事实上帰属する者を納税義務者にして税法を適用する。

4. 判決要旨

- VIHの設立経緯、事業活動内訳と現況、原告との契約締結と関連業務内訳、それによる使用料の受領、関連費用支出と資金運用内訳をはじめとした使用・収益関係などの諸般事情を総合する時、VIHはこの事件の使用料所得をVGNなどの他人に移転する法的または契約上の義務を負担したことではなく、それに対する使用・受益権を享有していたと見えるので、使用料所得の収益的所有者に該当すると見られる余地は十分にある。
- ハンガリー内における事業沿革、各事業部門の構成と長期間の活発な事業活動、人的・物的設備、配布権と使用料所得の支配・管理・処分内訳などを総合してみると、VIHは事業目的で正常にメディア関連事業を営む十分な実体を備えた法人として、この事件の使用料所得を実質的に支配・管理したと見るのが妥当であるため、実質課税原則によってもこの事件の使用料所得に対して韓国・ハンガリー租税条約の適用を否めない。